

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.56

【共通】問1 以下に掲げる新築の工事中の建築物又は建造中の旅客船のうち、消防法第8条第1項に定める防火管理の義務が必ずしもないものを1つ選べ。ただし、いずれの防火対象物も収容人員が50人以上であり、建築物にあっては外壁及び床又は屋根を有する部分が(1)~(3)に示す規模であって電気工事等の工事中のものとし、旅客船にあっては進水後のものであってぎ装中のものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上である建築物
- (2) 延べ面積が5万㎡以上である建築物
- (3) 地階の床面積の合計が1,000㎡以上である建築物
- (4) 建造中の旅客船で甲板数が11以上のもの

【消防用設備等】問1 消防法令上、地階を除く階数が11以上の階又は防火対象物もしくは建築物であることを消防用設備等の設置要件としているものの組合せとして正しいものを1つ選べ。ただし、11階以上の階のうち総務省令で定める部分を除くとされている場合も上記要件に適合しているものとする。

- (1) スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、放送設備
- (2) 自動火災報知設備、避難口誘導灯、排煙設備、
- (3) 自動火災報知設備、通路誘導灯、非常コンセント設備
- (4) スプリンクラー設備、放送設備、無線通信補助設備

【消防用設備等】問2 次のうち、非常警報設備として放送設備を設置しなければならない防火対象物の基準として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第一（以下「別表第一」という。）(4)項に掲げる防火対象物で、収容人員が300人以上のもの
- (2) 別表第一(5)口項に掲げる防火対象物で、収容人員が500人以上のもの
- (3) 別表第一(6)項に掲げる防火対象物で、収容人員が300人以上のもの
- (4) 別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が500人以上のもの。

【防火査察】問1 消防法第四条に基づく立入検査に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。

- (2) 立入検査実施時に関係のある者から市町村長の定める証票の提示請求があった場合においては、これを提示する必要がある。

- (3) 立入検査実施時に相手方から暴行を受けた場合は、速やかに上司に連絡をとるとともに、緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の確保を図る必要がある。

- (4) 立入検査結果の通知（通知書）は法的には違反事項の是正を強制するものであり、不服申立て及び取消訴訟の対象になるので、違反指摘事項については、根拠法令の施行時期等を十分に確認する必要がある。

【防火査察】問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査を実施した時、2階の事業所が事務所から飲食店に用途変更されていることを確認し、当該飲食店の床面積等の事実を特定するため、当該部分の図面の提出を関係者に求めたが応じないので、法第4条第1項に基づき消防署長名で関係者に資料提出命令を発動し、速やかに標識を設置した。

- (2) 消防法（以下「法」という。）第8条の2の3第1項の規定による認定（特例認定）を受けた防火対象物の立入検査を実施したところ、避難障害となる物件等が存置されていることを確認したので、速やかに是正させるとともに、法第8条の2の3第6項に基づき特例認定を取り消すための聴聞の手続きを開始した。

- (3) 法第5条の3第1項の要件に該当する避難障害となる物件等が存置されていることを確認し、関係者に是正を求めたが指導に従わないので、その場で、消防吏員名の消防法第5条の3第1項の除去命令を発動し、速やかに標識を設置した。

- (4) 法第8条第1項に基づき防火管理者が選任されている防火対象物を立入検査したところ、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が消防計画に従って実施されていないことを確認し、是正を求めたが改善されないので、法第8条第4項に基づき消防署長名で管理について権原を有する者に警告書を交付した。

【危険物】問1 製造所等に係る各種届出に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の10日前までに、その旨を届け出なければならない。

- (2) 製造所等の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- (3) 製造所等の所有者等は、当該製造所等の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- (4) 製造所等の所有者等は、危険物施設保安員を定めたときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

〔危険物〕 問2 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準として定められている腐食防止措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 屋外貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。
- (2) 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。
- (3) 底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。
- (4) 屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング又はこれと同等以上の措置を講ずること。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (1)

解説 (1) 地方自治法第152条第1項参照。副知事又は副市町村長が職務を代理する場合の順序は、条例で定めるとはされていない。

- (2) 地方自治法第153条第1項参照。
 (3) 地方自治法第155条第1項参照。
 (4) 地方自治法第158条第1項参照。

問2 答 (4)

解説 (1) 地方自治法第238条第4項参照。
 (2) 地方自治法第238条の3第1項参照。
 (3) 地方自治法第238条の4第7項参照。
 (4) 地方自治法第238条の5第1項参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (3)

解説 一般職と特別職の区分は、地方公務員法が適用される地方公務員とそれ以外の地方公務員を区別するためのものである（地方公務員法第4条参照）。

問2 答 (1)

解説 職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、部下はこれに従う義務はないとされているが、設問のような場合は、職務命令は有効である推定を受け、職員はその職務命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務があるとされている。例えば、宿日直命令が労働基準監督機関の許可を得ないでなされた場合であっても、職員は宿日直を行う義務を負うとされている（行実32・9・9 自丁公発112号）。

〔消防組織〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防組織法第29条第1号参照。
 (2) 消防組織法第29条第4号参照。
 (3) 消防組織法第29条第10号参照。
 (4) 消防組織法第32条第1項参照。

問2 答 ①市町村長 ②準備行為 ③海域 ④出動準備
 ⑤輸送任務

解説 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱 2用語の定義及び 4迅速出動に係る措置要求の内容参照。

〔消防教養〕

問1 答 (2)

解説 消防力の整備指針は、近年の都市構造の変化、消防需要の変化に対応して、より実態に即した合理的な基準となるよう、平成12年に全部改正が行われ、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと性格が改められた。

〔消防法規〕

問1 答 (1)

解説 消防法第4条、第4条の2、第5条の4参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第5条の2参照。

問3 答 (4)

解説 消防法施行規則第4条の2の7第3項参照

問4 答 (1)

解説 消防法施行令第47条第1項参照。

〔消防設備〕

問1 答 (3)

解説 消防法第17条第1項参照。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第34条の2及び第34条の3参照。

問3 答 (5)

解説 消防法施行令第12条、消防法施行規則第12条の2、同第13条第1項、2項参照。いわゆる代替え区画の適用可否について。

(5) コレラ：3類

問2 答 (1)

解説 この事故概要から最も考えられるのは、気胸であり、最も気をつけなければならないのが、緊張性気胸である。握雪感を感じるにより、頸部、胸部の皮下気腫の有無を判断する。皮下気腫の存在は、気管・気管支・肺損傷を疑い、緊張性気胸への配慮が必要となる。身体所見では、視診での患側胸郭膨隆、頸静脈怒張、聴診上の患側呼吸音の減弱・消失、触診での皮下気腫、頸部気管偏位、打診上の鼓音があり、進行すればチアノーゼが出現する。ただし、出血性ショックを伴うときには、頸静脈怒張は必ずしも明らかではない。

項部硬直は、髄膜炎やクモ膜下出血などにより、髄膜が刺激された際に出現する髄膜刺激症状の1つである。

問3 答 (2)

解説 バトル徴候…耳介後部に現れる皮下出血（受傷後数時間後に出現）

パンダの眼徴候（ブラックアイ）…眼瞼部周囲に現れる皮下出血（受傷後数時間後に出現）

ダブルリングサイン…血液をガーゼにしみ込ませると、二重の輪ができます。それを「ダブルリングサイン」と言う。

ブルジンスキー徴候…髄膜炎やクモ膜下出血などのときに現れる髄膜刺激症状の1つである。頸部を屈曲すると股関節と膝関節が屈曲する所見である。

グレイ・ターナー徴候…側腹部に青色～紫青色の出血斑を認めるもので、重篤化した急性出血性膵炎などでみられる所見である。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説** (1) 消防法施行令第1条の2第3項第2号イ。
 (2) 消防法施行令第1条の2第3項第2号ロ。
 (3) 消防法施行令第1条の2第3項第2号ハ。正しくは5,000㎡以上。
 (4) 消防法施行令第1条の2第3項第3号。

いずれも、消防法施行規則第1条の2に適合することが前提になっていることに注意。工事中の建築物は工事の進捗に従って規模や形状が変化するため、消防法令上は、外壁及び床又は屋根を有する部分が一定の規模になった段階で、初めて防火管理の義務が生ずることとされている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 スプリンクラー設備は消防法施行令第12条第1項

第12号、自動火災報知設備は同令第21条第1項第14号、放送設備は同令第24条第3項第2号、避難口誘導灯は同令第26条第1項第1号、通路誘導灯は同令第26条第1項第2号、非常コンセント設備は同令第29条の2第1項第1号の規定により、それぞれ、地階を除く階数が11以上の階又は地階を除く階数が11以上の防火対象物もしくは建築物には、省令で定める部分等を除き、原則として設置しなければならないこととされている。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法施行令第24条第3項第4号。

(2) 消防法施行令第24条第3項第4号。正しくは800人

(3) 消防法施行令第24条第3項第4号。

(4) 消防法施行令第24条第3項第3号。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。

(2) 立入検査マニュアルにより適当。

(3) 立入検査マニュアルにより適当。

(4) 立入検査結果の通知（通知書）は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、不服申立て及び取消訴訟の対象にはならないので、不適当。

問2 答 (1)

解説 (1) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令を発動した場合は、標識の設置等の公示をしなければならない義務はないので、不適当。

(2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。

(3) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。

(4) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 製造所等に関しては、各種届け出が義務付けられているが、危険物施設保安員に関しては、これを定めた場合の届出については定められていない。

〔参照条文〕消防法第11条第6項、第11条の4、第12条の6、第14条。

問2 答 (4)

解説 屋外タンク貯蔵所については、腐食による危険物の流出事故を防止するための腐食防止措置が義務付けられている。屋外貯蔵タンク内面の腐食防止措置については、保安検査の時期に係る特定屋外タンク貯蔵所の保安のための措置として規定されている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第11条第1項第7号、第7号の2、第12号。